条例

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　大　野　元　裕

<法令番号>：埼玉県条例第十五号

　　　埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例

　埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

　第六条中「配慮に努め」を「配慮をするとともに」に改める。

　第十六条第二項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第三項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

　　　附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。